

災害に係る県税の軽減措置等について

平成 25 年 9 月 滋賀県

本県では、台風等の災害により被害を受けられた場合には、以下のとおり県税の申告・納付等の期限延長、軽減措置、納税の猶予の制度を設けていますのでお知らせします。

1 申告・納付等の期限延長

災害により申告・納付等が定められた期限までにできないときは、災害のやんだ日から相当の期間内に申請することにより2ヶ月の範囲で、その期限を延長することができます。

2 軽減措置（減免）等

軽 減 措 置（減 免）等 の 概 要

個人
事業
税

① 納税義務者の所有する事業用資産について、被災による損害の金額（保険金、損害賠償金により補てんされる金額を除く。）がその資産の価格の2分の1以上で、前年中の事業の所得の金額が1,000万円以下である場合には、事業所得に応じて減免する制度があります。

事業所得	軽減の割合
750万円以下であるとき	2分の1
750万円をこえるとき	4分の1

② ①に該当するもののほか以外に、納税義務者（控除対象配偶者、扶養親族を含む）の所有する住宅または家財について、被災による損害の金額（保険金、損害賠償金により補てんされる金額を除く。）が当該納税者の総所得の10分の1を超える場合には、総所得金額および損害金額に応じて減免する制度があります。

損害の程度 所得別	損害金額が資産の被災直前の総価格の2/3をこえるもの	同左 1/3をこえ 2/3以下のもの	同左 1/3以下のもの
総所得金額が320万円以下のもの	当該税額の7/10	当該税額の5/10	当該税額の3/10
総所得金額が320万円をこえるもの	当該税額の5/10	当該税額の3/10	当該税額の1/10

不
動
産
取
得
税

① 取得から3ヶ月以内の不動産が滅失・損壊した場合。

不動産取得の日から3ヶ月以内に発生した災害により、当該不動産について著しく価値を減じたことによりその本来の用に供することができず、またはその本来の用に供することが困難であると認められる場合には滅失・損壊した不動産の不動産取得税を減免する制度があります。

【減免額】 当該不動産の価格から被害直後の価格を控除して得た額に税率を乗じて得た額。

② 代替不動産を取得した場合

災害により不動産が滅失し、または損壊した場合において、当該不動産の所有者が災害にあった日から2年以内に当該滅失し、または損壊した不動産に代わるものと認められる不動産を取得した場合には滅失・損壊した不動産の価格に応じて減免する制度があります。

【減免額】 滅失し、または損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額。（不動産の一部が滅失等した場合においては延床面積であん分して不動産の価格を算定）

軽減措置(減免)等の概要									
自動車取得税	<p>① 取得した自動車が震災、風水害、落雷、火災またはこれらに類する災害（当該自動車の取得の日から3月以内に発生したものに限る）により著しく価値を減じた場合には減免する制度があります。</p> <p>② 平成25年台風18号による風水害により滅失または損壊した自動車（被災自動車）に代わる自動車（代替自動車）を災害のあった日から6ヶ月以内に取得したと認められる場合、申請いただくことで代替自動車の自動車取得税を減免できる場合があります。減免を受けられる割合は、被災自動車の被災前日時点の価額に応じて決まります。詳しくは自動車税事務所へお問い合わせください。</p>								
自動車税	<p>① 被災した自動車を廃車する場合。 自動車税は、自動車を廃車（＝抹消登録）することで、その翌月分以降の税額が月割りで還付されます。災害により使用できなくなった自動車については、早めに近畿運輸局滋賀運輸支局で廃車手続きを行ってください。 なお、自動車の所在不明などの事情により廃車ができない場合でも、還付の対象となる場合があります。詳しくは自動車税事務所の窓口までお問合せください。</p> <p>② 被災した自動車を修理して使用する場合 災害により自動車が被害を受け修理が行われた場合は、その修繕費の額（保険金等により補てんされる額を除く）に応じて、修繕の完了した日以後最初に到来する納期にかかる自動車税の一部を減免する制度があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>修繕費</th> <th>減免できる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円以上10万円未満</td> <td>年税額の 1/12</td> </tr> <tr> <td>10万円以上20万円未満</td> <td>年税額の 2/12</td> </tr> <tr> <td>20万円以上</td> <td>年税額の 3/12</td> </tr> </tbody> </table>	修繕費	減免できる額	2万円以上10万円未満	年税額の 1/12	10万円以上20万円未満	年税額の 2/12	20万円以上	年税額の 3/12
修繕費	減免できる額								
2万円以上10万円未満	年税額の 1/12								
10万円以上20万円未満	年税額の 2/12								
20万円以上	年税額の 3/12								

3 納税の猶予

災害によって県税を一時に納税することができないときは、納税することができないと認められる金額を限度として、原則1年以内の期間に限りその納税が猶予されます。

ただし、やむを得ない事情がある場合は猶予の期間を延長できます。（最長2年まで）

詳しい内容や手続きにつきましては、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

事務所名		電話番号	所在地	担当事務
総務部税政課		077(528)3213	〒520-8577 大津市京町4-1-1	
西部県税事務所			〒520-0807 大津市松本1-2-1	所管区域 大津市・高島市
	管理課	077(522)9805	〃	納税証明書交付
	納税課	077(522)9802	〃	納税相談
	課税一課	077(522)9804	〃	法人二税
	課税二課	077(522)9803	〃	個人事業税、不動産取得税
	高島納税課	0740(25)8012	〒520-1592 高島市新旭町北畑565	納税相談、納税証明書交付
自動車税事務所		077(585)7288	〒524-0104 守山市木浜町2298-2	自動車取得税、自動車税